

年度途中の各月選考（令和8年5月～令和9年3月）のご案内

選考の結果、不承諾となった方は、継続して翌月選考以降の利用調整を行います。
以下の内容をご確認の上、入園準備、変更、追加選考等のご対応をお願いします。

1. 年度途中選考の概要（変更申請、追加選考を含む）※追加選考の詳細は裏面を確認してください。

申込期間：利用希望月の前々月の15日から25日まで
結果公表日(速報)：利用希望月の前月15日 15時00分頃

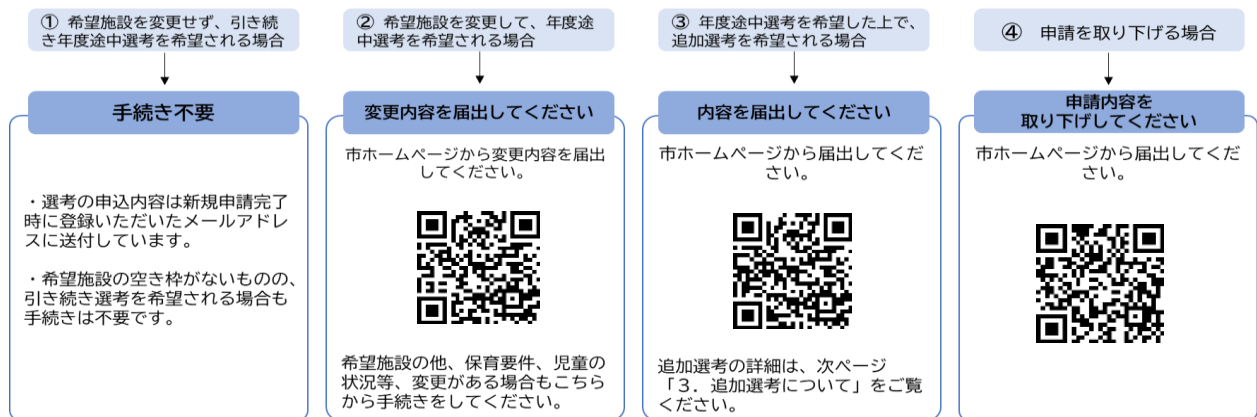


令和8年度途中選考

- ※ 申請の有効期間は年度単位での申請となっていることから、令和9年3月まで有効となっています。（令和9年4月の利用調整を希望される場合は、新たに申請が必要となります。申請時期等の詳細については令和8年8月末頃に公表予定です。）
- ※ 認可保育施設を利用中の児童は、年度途中の転園はできません。
- ※ **選考の結果は、速報版として市ホームページで公表します。**利用調整結果通知については、新たに保育施設利用の希望を申込みされた方を対象に、保育施設の内定が決まった方へ利用希望月の前月15日頃に発送します。選考結果の確認方法については、市ホームページ「令和8年度途中選考」をご確認ください。
- ※ 上記に該当されない方で、ご自身の手続きの関係で、選考結果が不承諾である利用調整結果通知書の発行を希望される場合は、通知書発行フォームから別途申請してください。
- ※ 各選考の空き枠を申込期間の初日（毎月15日）に市ホームページで公表しますので、希望施設の変更・追加をされる場合の参考としてご利用ください。在園児の通園状況等により、各月ごとに空き状況が変動するため、空き枠表を御確認の上、希望する施設をご判断ください。

2. 年度途中選考の手続フロー（新規申請時の受付番号が必要）

- ① 第1希望の施設を変更せず、引き続き年度途中選考を希望される場合
- ② 第1希望の施設を変更して、年度途中選考を希望される場合
- ③ 年度途中選考を希望した上で、追加選考を希望される場合
- ④ 申請を取り下げる場合



(1) 空き枠が「×」となっている施設の選考の申込みは、その選考において内定が出ることはありませんが、今後の選考において空き枠が出た時には、新たな手続きをすることなく選考することができ

るため、「×」の施設についても希望施設として選択していただくことができます。

(2) 利用調整の点数については、個人情報保護の観点からお問い合わせいただいても、回答致し兼ねますので予めご容赦願います。

3. 追加選考について

- 第1希望の施設以外にも、通園が可能な施設の選択肢を拡げて入所を希望することができます。追加選考フォームからお申込みください。
 - 追加選考は、年度途中選考の結果、第1希望の施設が不承諾となった方の中から、指数順に追加選考として希望した施設への利用が可能か調整を行います。
 - 追加選考を希望する場合には、空き枠が「◎」、「○」、「△」の施設を本選考の第1希望とした上で追加選考の希望施設を申し出ていただく必要があります。(空き枠が「×」と表記されている施設を第1希望としている場合は追加選考の対象外となりますのでご注意ください。)
- ※ 追加選考の希望施設は次回以降の利用調整には引き継がれません。
- ※ 追加選考において内定となった施設を辞退する場合、当該年度内は辞退減点の対象となるため、希望施設は慎重に選択してください。



【追加選考 対象者】

- ① 寝屋川市内の認可施設（2号・3号認定）に在籍していない。
- ② 第1希望の施設として、空き枠がない施設を希望していない。
- ③ 入園希望日が属する年度内に内定した施設を辞退していない、又は内定取消しになっていない。

4. 待機児童保育施設「結」について

年間を通じた待機児童の解消を目指すため、0歳児から2歳児までを対象とし、施設が利用可能となるまでの間、一時的に児童を受け入れる認可保育施設です。待機児童保育施設を希望として利用申請をすることはできません。

当施設は、追加選考を活用し空き枠のある全ての保育施設を希望したものの、いずれの施設も不承諾となった方の中から指数順に案内を行います。

5. 1月～3月選考について

令和9年1月～3月選考については、翌年度の4月選考と並行して行うことから、申請期間が通常と異なる流れとなっています。

申請受付期間：令和8年11月15日から25日まで

※ 期日が過ぎた申請は、いかなる理由であっても受付できませんので、予めご容赦ください。

6. こども誰でも通園制度について

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる制度です。



誰でも通園制度

利用方法などの詳細は、市ホームページを確認してください。

【問い合わせ先】

〒572-8544 寝屋川市早子町12番16号 サービスゲート4階
寝屋川市こども部 保育課 TEL 072-800-7087（直通）